

## 死刑廃止は世界の流れ

弁護士小川原優之

### 1 国際人権（自由権）規約委員会総括所見と日本政府の対応

国際人権（自由権）規約委員会は、総括所見において、「締約国は、世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。」と述べた。私は、日本弁護士連合会「死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会」（略称「死刑執行停止実現委員会」）の事務局長をしているが、この総括所見の見解は、極めて重要な意義をもつ指摘であると考ええる。

実は日本政府は、規約委員会のこの総括所見の出る前に「委員会からの質問事項に対する日本政府回答」において、「すべての死刑確定者に対する死刑の執行を一般的に停止することは、現在、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだあとを絶たない状況等にかんがみると、適当とは思われない。」と記載していた。

このような日本政府の「回答」に対し、委員会は、前述したように「世論調査の結果にかかわらず、死刑の廃止を前向きに検討」するべきであるとの総括所見を述べたわけである。

しかし、この総括所見が示された後に参議院議員会館で行われた国会議員と外務省・法務省など関係官庁の出席する報告集会の席において、法務省は、「死刑廃止が望ましい」とする総括所見について、全く「検討」する姿勢を示さなかったのである。

現に日本は死刑大国化しつつある。犯罪統計によれば殺人事件等の重大犯罪は増加していないにもかかわらず、1991年から1996年の6年間と、2001年から2006年までの各6年間の死刑判決言渡し数（死刑判決を維持したものを含む）を比較すると、地方裁判所では約3倍、高等裁判所では約4倍、最高裁判所では約2倍へと異常に急増している（2008年は死刑判決が減少している）。

また2007年は4月、8月、12月に各3名合計9名の死刑確定者に対して死刑が執行され、2008年も2月に3名、4月に4名、6月に3名、9月に3名、10月に2名合計15名に対し死刑が執行されており、さらに本年も既に1月に4名に対し死刑が執行されているのである。

### 2 基本的視点

（1）この日本政府の姿勢はどこから来るものなのだろうか。日本で死刑の執行停止は可能なのだろうか。

私は、民主主義の視点（寛容な社会の実現）と国際人権法の視点（生命に対する権利の尊重）からすれば、日本政府（法務省）も「死刑廃止が望ましい」という立場にはたちうると考えており、総括所見が指摘するように、締約国（日本政府はもちろんのこと、政府だけでなく日本の市民や弁護士・弁護士会、学者やマスコミ等も含めて）は「死刑の廃止を前向きに検討し」、あらゆる機会を捉えて、「国民に対し死刑廃止が望ましいことを知ら

せる」キャンペーンを行う必要があると考える。その上で、ある程度の数の市民が、終身刑も含めて死刑に代わる刑罰についても理解を示し、それを背景に国会議員や法務省が動けば、死刑の執行停止も実現しうると考えるのである。なおここで述べているのは、あくまでも私見であり、日弁連死刑執行停止実現委員会の見解ではないことをお断りしておく。

## （２）民主主義の視点 寛容な社会の実現

まず強調しなければならないことは、死刑の存廃は単なる刑事政策や刑事罰の問題（応報刑か教育刑か、抑止力はあるか、誤判の問題等）ではなく、私たち自身がどのような社会で生活したいと考えるのかという市民としての選択の問題であり、私たち自身の生活する社会のあり方や社会を支える価値観の選択についての問題であって、その意味では民主主義の問題なのである。

欧州評議会人権理事会発行の「死は正義ではない」と題するパンフレットには、「死刑と民主主義」と題して、「死刑はしばしば他の社会問題と切り離された別の問題として議論され、独立して評価される。これは間違った方向に導きかねない。死刑を廃止するか維持するかの選択はまた、私たちが住みたいと願う社会の種類とその社会を支えている価値の選択でもある。死刑の廃止は人権、民主主義、法の支配の理念によって特徴づけられる一まとまりの価値の一部である。」「死刑を支持する国は、殺人や他の残忍な方法が社会の諸問題を解決するのに受け入れられる手段であるというメッセージを送っている。それは冷血で計画的な殺人を正義として合法化する。そうすることによって、社会における人間的かつ市民的な関係とそこに住む人々の尊厳を傷つけている」と記載されているが、私もまったく同感である。

ところで社会のあり方といえば、その国の文化や歴史的背景も問題となるが、保岡前法務大臣の「日本は恥の文化を基礎として、潔く死をもって償うことを国民が支持している」との発言は、当たっていない。歴史的に見ても、平安時代には、嵯峨天皇が弘仁9年（818年）に死刑を停止する宣旨（弘仁格）を公布して死刑執行が停止され、保元の乱の起こった保元元年（1156年）まで、347年の間、死刑執行は停止されていた。これは、不殺生を説く仏教の影響や、穢れ思想、怨霊信仰によるものようであるが、いずれにしても日本には死刑や流血を避ける文化があったのである。また「罪をにくんで人をにくまず」という格言（孔叢子）は、現在の日本においても相当に流布しているのであって、日本に「絶対に死刑にすべきだ」とする文化があるわけではないのである。

世論調査の結果をもとに「国民世論の多数」が支持しているから死刑を存置し執行するというのも、当たっていない。死刑を廃止してきたヨーロッパの国々も、世論調査をすれば死刑存置派が多数を占める時期もあるであろうし、凶悪事件の直後には一層その傾向が顕著であると思われる。しかし、そのような変化しやすく一時的な世論に根拠を置くことなく、死刑制度の残虐性を冷静に検討し、政治家のリーダーシップのもとで民主主義社会のあり方として、死刑を社会から取り除いていったのである。文化的歴史的な背景の異なる日本においても、民主主義社会の選択として、死刑を存置し厳罰化を求める残虐な社会

ではなく、被害者に対しては十分な補償をし、加害者に対しても厳しく罪の償いを求めはするものの（場合によっては終身の服役もありうる）、命までは奪わない寛容な社会を実現することは、十分に可能な選択肢なのである。

### （３）国際人権法の視点 生命に対する権利の尊重

次に死刑の廃止・執行停止は、単なる個人の哲学・世界観の問題ではなく、国際人権法に基づくものであるという点である。

第二次大戦はファシズムに対抗する民主主義擁護の戦いという大義名分をもっていたのであり、第二次大戦後の一般的平和機構たる国際連合を設立した国連憲章（1945年）は、国際連合の目的の一つとして人権及び基本的自由の尊重をあげていた（1条3項）。そして世界人権宣言（1948年）は、すべて人は生命に対する権利を有すると生命権を保障し（3条）、同様に国際人権規約（自由権規約）（1966年採択）も、生命に対する固有の権利を保障している（6条）。そして死刑廃止条約が1989年に採択され、1997年4月以降毎年、国連人権委員会（2006年国連人権理事会に改組）は「死刑廃止に関する決議」を行い、2007年、2008年と続けて国連総会本会議において、死刑執行の停止を求める決議が採択されている。日本に対し死刑執行停止を求める国連拷問禁止委員会の勧告（2007年5月）や国連人権理事会の審理（2008年5月）もなされており、昨年10月には規約委員会の総括所見も示されている。このような状況の下で、死刑廃止国は着実に増加し、1990年当時の死刑存置国96か国、死刑廃止国80か国（法律で廃止している国と過去10年以上執行していない事実上の廃止国を含む）に対し、2009年2月19日現在の死刑廃止国と存置国は、死刑存置国59か国、死刑廃止国138か国となっている。

生命に対する権利は国際人権法の根幹をなす最も重要な規範のひとつであり、この生命に対する権利を尊重するところから、死刑の廃止・執行の停止が求められているのである。

「外国がどうしようが関係ない、日本は日本だ」という反論をよく耳にするが、そのような問題ではない。日本は、国際連合に加盟し、国際人権規約（自由権規約）を批准し、国連人権理事会の理事国にもなっているのであるから、憲法98条（日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする）により、生命に対する権利を尊重し遵守すべきなのである。

もちろん自由権規約も生命に対する権利を絶対的な保障としているわけではなく、日本は死刑廃止条約を批准しているわけではないから、死刑の「即時廃止」とはならないかもしれないが、それでも少なくとも、国際人権法上の生命に対する権利を尊重し、「死刑廃止が望ましい」という前提には、日本政府（法務省）も立ちうるはずなのである。

### 3 日弁連の活動

日弁連は、2002年11月「死刑制度問題に関する提言」を発表し、日本の死刑制度には、死刑に直面している者に対し、十分な弁護権、防御権が保障されていない等様々な問題点があることから、死刑制度の存廃につき国民的議論を尽くし、また死刑制度に関する改善を行うまでの一定期間、死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法（死刑執

行停止法)の制定を提唱しているが、本年5月には裁判員制度が導入される予定であることから、死刑についての市民の関心は高まっている。また国会議員の間には、死刑を存置したまま終身刑を導入しようとする動きがある。

このようななか、日弁連は、できるだけ多くの市民とともに死刑のもつ残虐性や問題点を再度考えるため、昨年10月東京で、実際に死刑の刑場を視察したことのある「死刑廃止議員連盟」の保坂展人衆議院議員の講演と死刑を執行する刑務官の苦悩を描く映画「休暇」の上映を内容とする「死刑を考える日」を開催したが、今年度は日本全国で「死刑を考える日」キャンペーンを実施する予定である。また日弁連のホームページに、市民に対し死刑に関する正確な情報をできる限り平易な表現で提供し、市民自らが死刑について考え、日弁連の提唱する死刑執行停止法について理解してもらうため「死刑を考える」ページを開設する予定である。

日弁連もまた、総括所見のいう「締約国」を構成する一員なのであり、「死刑の廃止を前向きに検討」し、「国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせる」活動を行う必要があると考える次第である。

以上